

## 複写機仕様書（カラー兼用機及びモノクロ複写機）

岩手県を「甲」、落札業者を「乙」として契約する複写機（カラー複写兼用機等）に関する仕様等は、次のとおりとする。

### 1 契約単価

契約金額には次の各号の経費を含むものとし、複写片面1枚あたりの単価で契約するものとする。

- (1) 複写機の搬入、搬出、移動、設定に要する経費
- (2) 保守に係る経費
- (3) 維持管理に係る経費
- (4) 消耗品に係る経費（用紙代及びステープル針代は除く）
- (5) ネットワークプリンタ、スキャナ機能に係る経費

### 2 複写機の機種

- (1) 名称  
デジタルカラー複写機及びモノクロ複写機
- (2) 機種

複写機の仕様は別表1に掲げる機能以上を有する機種とし、中央病院各部署、中央病院附属・沼宮内地域診療センターに設置する各機種に付加するオプション機能等の有無については、別紙1の「複合機一覧表」のとおりとする。

なお、新品機を用意すること。

### 3 ネットワークプリンタ、スキャナ機能

#### (1) 設定作業

セキュリティリスクの観点から、パソコンの設定及びインストール作業は乙の指導により甲の職員が行い（インストール用ドライバのデータは、CD-ROMで乙が甲に提供し、甲の職員は、甲の各部署から閲覧できる共有フォルダにそれを格納する。インストール用ドライバのデータをダブルクリックする作業をパソコンが付与されている甲の全職員が、各自、行うことによりインストールの作業を行うものとする）、複写機に必要な設定は乙が行う。複写機のネットワーク接続設定は、別に甲が指示するところにより乙が行うものとする。ファックス複合機にあっては、設置時に甲が指定するファックスの宛先登録をすること。

## (2) ソフト、ドライバ等

乙は、甲が所有するパソコンにインストールしなければならないソフト、ドライバ等について、CD-ROMに保存した状態で、ネットワークプリンタ、スキャナ機能を装備している複写機の台数分準備すること。また、新しいネットワークプリンタへインストールするドライバには、基本的には、既設ネットワークプリンタと同じIPアドレスを使用するものとし、複写機更新に伴い使用される新しいドライバ等には、そのIPアドレスが組み込まれているものとする。ドライバインストール作業により、印刷が可能となるが、病棟および電子カルテシステムに係わるパソコン設定・ドライバインストール作業については、甲の職員は、院内リスクに配慮する観点で、甲乙以外にMISOとも協議のうえ、パソコン設定・インストール作業を進めること。IPアドレス流用し、ネットワークプリンタ更新をする場合、ドライバを更新せずとも印刷は可能であるが、甲の職員は、ドライバについて、最新のものへ随時切り替えていくこと。

(IPアドレス変更やドライバ更新に伴い電子カルテシステム側でのシステム停止が伴う設定変更作業が必要となるため、病棟設置機および電子カルテシステムへ接続されるネットワークプリンタについては、MISO対応が要るもの)

なお、ソフト、ドライバ等はWindows11以降のいずれのOSにも対応できるものとする。また、インストール・設定マニュアルを複写機の台数分提出すること。

## (3) その他

複写機に接続するLANケーブル等、複写機以外の必要な物品は中央病院が別途準備する。

## 4 設置場所、設置機種

複写機の設置場所と設置機種は、別表-1の「複合機一覧表」のとおりとする。複写機は、甲が別に指示するところにより、甲が指定する所定の場所に、乙が設置するものとする。

## 5 保守及び維持管理業務の内容

- (1) 乙が行う保守要請の受付および保守訪問対応時間は、月曜から金曜までの午前9時00分から午後5時30分までとする。(病院及び診療センターの休日を除く)ただし、やむを得ない理由がある場合は、この限りではない。
- (2) 乙の保守員は、複写機が常に良好に使用できる状態を維持する能力を有した専門の技術員とする。
- (3) 乙は、複写機の使用頻度に応じ、故障が生じないように定期的に点検整備作業を行うこと。
- (4) 乙は、甲の職員から修理点検等の依頼があった場合、中央病院は概ね1時間以内

に作業を開始すること。その他の地区は、概ね3時間以内に作業を開始すること。

- (5) 乙は、保守等の実施に当たって知りえた甲の業務上の情報を他に漏らし又は他の目的に利用してはならない。
- (6) 複写機が、頻発に故障が生じ正常な状態で使用できない場合に、乙は、速やかに代替機を配置すること。
- (7) 乙は、トナーカートリッジ（トナーボトル）等の消耗品は不足が生じないよう甲所定の場所に補充すること。
- (8) 乙は、使用済みトナーカートリッジ（トナーボトル）を回収すること。
- (9) 乙は、甲の配置席の複写機の状況を常に把握し、必要に応じて報告及び操作指導をすること。

#### 6 年間複写見込枚数

カラー機	666,156 枚、モノクロ	1,976,004 枚
モノクロ専用機	1,980,720 枚	

#### 7 設置台数の変更

- (1) 契約期間中において、甲の部署改革等により複写機を撤去する必要がある場合、甲はあらかじめ乙に通知し、乙はこれに応ずるものとする。
- (2) 甲の部署改革変更により設置所属の名称等が変更となった場合においても、乙は、複写機を継続して設置するものとする。
- (3) 前記（1）から（2）に係る複写機の設置又は搬出の日時は、各所属と乙が協議して定めるものとする。
- (4) 設置後に複写機の設置場所変更に伴う移動が発生した場合の経費については、別途協議するものとする。
- (5) 契約終了に伴う複写機の撤去については、甲と乙が協議の上、搬出日時を定めるものとする。